

令和4年9月2日（定例会9月会議）

三春町議会提出議案書

三 春 町

付 議 案 件

- 議案第46号 紫雲閣修繕工事請負変更契約について
- 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 田村広域行政組合格約の変更について
- 議案第51号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について
- 議案第52号 令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第53号 令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について
- 議案第54号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第55号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第56号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 同意第16号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 認定第1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

報 告 事 項

- 報告第6号 令和3年度財政の健全化に関する比率の報告について
- 報告第7号 令和3年度三春町第三セクターの経営状況報告について

議案第46号

紫雲閣修繕工事請負変更契約について

紫雲閣修繕工事について、次のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三春町条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本 浩之

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 紫雲閣修繕工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 45,584,000円
変更後 63,580,000円 |
| 3 契約の相手方 | 福島県田村郡三春町大字実沢字樋ノ入42-3
株式会社菊地住建
代表取締役 菊地 和裕 |

議案第47号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年三春町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年三春町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の5」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間内の末日から6月を経過する日、第2条の5」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末

日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の

1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

第2条の4 削除

第2条の5中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の5に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期」を「育児休業に係る子に

ついて、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第8条第5号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行期日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第4号に係る部分に限る。)及び第8条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 48 号

三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28
年三春町条例第 28 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年三春町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第2条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

議案第49号

三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

三春町地区公共施設設置条例（昭和56年三春町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例

三春町地区公共施設設置条例（昭和56年三春町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

三春町防災避難施設管理棟	三春町大字貝山字泉沢100番地の12
--------------	--------------------

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第50号

田村広域行政組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、田村広域行政組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

田村広域行政組合同規約の一部を改正する規約

田村広域行政組合同規約（昭和40年組合同規約）の一部を次のように改正する。

第5章中第16条を第17条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 事務の承継

（解散に伴う事務の承継）

第16条 組合の解散に伴い生じる事務及び解散前に組合において処理した事務については、次のとおり承継する。

- （1） 田村広域行政組合会館及び田村西部環境センターに係る公用文書の管理事務については、三春町に承継する。
- （2） 前号以外の事務については、全て田村市に承継する。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

議案第51号

田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分を、関係市町と協議の上、別紙協議書のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分を次のとおり定める。

1 田村市に帰属する財産

- (1) 田村地方衛生処理センターの建物、土地及び動産
- (2) 大越方部し尿等一時貯留槽の工作物
- (3) 車両 別表のとおり
- (4) 田村広域行政組合地域イントラネットに係る田村市使用機器一式及び当該市内配線光ファイバ網一式

2 三春町に帰属する財産

- (1) 田村広域行政組合会館の建物及び動産
- (2) 車両 別表のとおり
- (3) 田村広域行政組合地域イントラネットに係る三春町使用機器一式及び当該町内配線光ファイバ網一式

3 小野町に帰属する財産

- (1) 小野方部し尿等一時貯留槽の土地及び工作物
- (2) 車両 別表のとおり
- (3) 田村広域行政組合地域イントラネットに係る小野町使用機器一式及び当該町内配線光ファイバ網一式

この協議を証するため、当事者それぞれ記名押印する。

令和 年 月 日

田村市長 白石 高 司

三春町長 坂 本 浩 之

小野町長 村 上 昭 正

(別表)

田村広域行政組合保有車両の帰属先

帰属先	用途	車種	台数
田村市	乗用	小型乗用自動車	1台
	特種	バキューム車(2t車)	5台
	特種	バキューム車(4t車)	4台
	特種	バキューム車(5.5t車)	1台
三春町	乗用	小型乗用自動車	1台
	特種	バキューム車(2t車)	2台
	特種	バキューム車(3t車)	1台
	特種	バキューム車(4t車)	1台
小野町	乗用	軽自動車	1台
	特種	バキューム車(2t車)	2台
	特種	バキューム車(3t車)	1台
	特種	バキューム車(4t車)	1台
	特種	バキューム車(8t車)	1台

議案第52号

令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度三春町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度三春町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

議案第53号

令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について

令和3年度三春町宅地造成事業における剰余金を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、令和3年度三春町宅地造成事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

議案第54号

令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度三春町一般会計予算を別紙のとおり補正する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

議案第55号

令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

議案第56号

令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度三春町病院事業会計予算を別紙のとおり補正する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

同意第16号

教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本 浩之

記

住 所 郡山市鳴神二丁目21番地
氏 名 添田 直彦
生年月日 昭和33年12月15日生

同意第17号

教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

記

住 所 三春町大字下舞木字西ノ内41番地の95

氏 名 草野 エリ

生年月日 昭和54年8月9日生

同意第18号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本 浩之

記

住 所 三春町大字蛇石字金水83番地
氏 名 宗像 正英
生年月日 昭和26年12月17日生

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

記

住 所 三春町大字貝山字泉沢100番地
氏 名 管野 正秀
生年月日 昭和29年10月7日生

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

記

住 所 三春町字深田和151番地の28
氏 名 高玉 旭
生年月日 昭和35年5月10日生

認定第1号

令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第2号

令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第3号

令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第4号

令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第5号

令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第6号

令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第7号

令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第8号

令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第9号

令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

認定第10号

令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

報告第6号

令和3年度財政の健全化に関する比率の報告について

令和3年度財政の健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本浩之

記

健全化判断比率			(単位：%)
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.82)	— (19.82)	7.4 (25.0)	10.4 (350.0)

※上段は町の健全化判断比率。「—」で表示されているのは赤字が生じていないことを意味する。下段（ ）は早期健全化基準。

資金不足比率				(単位：%)
水道事業会計	下水道事業等会計	病院事業会計	宅地造成事業会計	
— (20.0)	— (20.0)	0.7 (20.0)	— (20.0)	

※上段は町の資金不足比率。「—」で表示されているのは資金不足が生じていないことを意味する。下段（ ）は経営健全化基準。

報告第7号

令和3年度三春町第三セクターの経営状況報告について

令和3年度三春町第三セクターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び三春町第三セクター管理条例（平成12年三春町条例第33号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

三春町長 坂本 浩之